

「加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）」に関する パブリックコメントの実施結果について

「加古川市工場立地法地域準則条例の骨子（案）」について、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。結果の概要は、下記のとおりです。

記

1 実施概要

- (1) 意見募集期間：令和2年11月4日（水）から令和2年12月3日（木）まで
- (2) 閲覧場所：市ホームページ、市役所（市民ロビー、産業振興課）、各市民センター・公民館、東加古川市民総合サービスプラザ、各図書館（室）、総合文化センター、人権文化センター、ウェルネスパーク、勤労会館、地域産業振興センター
- (3) 応募方法：各閲覧場所に設置の意見回収箱に投函、産業振興課へ持参、電子メール、郵送、FAX
- (4) 周知方法：広報かこがわ11月号、市ホームページ、市フェイスブック

2 意見募集の結果

(1) 意見の提出人数等

意見提出人数（件数）		20人（25件）
内 訳	意見回収箱 ※	2人（3件）
	電子メール	14人（16件）
	郵送	1人（1件）
	FAX	3人（5件）

※ 産業振興課、野口市民センターに設置の意見回収箱

(2) 意見の内容

意見の内容	件数
① 市内産業の活性化に関すること	15件
② 環境への影響に関すること	6件
③ 条例制定事務に関すること	2件
④ その他	2件

3 いただいたご意見の要旨とそれに対する市の考え方

ご意見等は、基本的に原文のまま掲載しておりますが、誤字脱字や趣旨を損なわない範囲で加筆修正を行っております。

① 市内産業の活性化に関すること（15件）

No.	ご意見の内容	市の考え方
1	<p>現在の緑地設置率の基準を緩和することにより、企業の施設増設やそれに伴って、雇用の創出につながることは良いことと感じます。</p> <p>企業については、基準緩和が進んだとしても、緑地の整備については環境を守る視点から、取り組みをしてもらえたらと思います。</p>	<p>工場緑地面積率等の緩和により、工場での新たな設備投資を促す効果もあり、結果として、新たな雇用の創出も期待されます。企業に対しては、適切な緑地の管理及び周辺環境との調和について、引き続き指導してまいります。</p>
2	<p>現在、緑地に制限があるため工場にある原料や製品の置場が逼迫状態です。置場が整理できず、安全面でも危険予知が発生しているため、置場拡充に向けて緑地制限を低下して頂けると助かります。</p> <p>そのため、緑地制限を緩和する今回の加古川市工場立地法地域準則条例について賛同致します。</p>	<p>工場立地法における緑地面積率等の規制が企業の土地利用を制限している状況については、認識しております。</p>
3	<p>現在、緑地に制限があるため工場にて新たな設備投資や倉庫建設ができないことが発生しております。緑地制限を緩和することにより、スムーズな設備投資ができ、会社の改善活動がより早くできるようになります。</p> <p>そのため、緑地制限を緩和する今回の加古川市工場立地法地域準則条例について賛同致します。</p>	<p>市内産業の活性化につながるよう、工場緑地面積率等の緩和について、検討してまいります。</p> <p>企業の皆様には、環境に配慮した積極的な取り組みとともに適切な緑地の管理及び周辺環境との調和を図るため、引き続きご協力をお願いいたします。</p>
4	<p>通勤車両の駐車場確保が難しいため、工場の緑地面積率を現行20%から5%に規制を緩和してほしい。来春入社予定の社員駐車場が現状ありません。早く実現してください。</p>	

5	<ul style="list-style-type: none"> ・工場立地法の緑地面積率の規制が、弊社の事業計画の策定および事業拡大を検討する際の設備投資と密接に関係しており、足枷となっている。 ・現状において緑地面積に余裕が無く、新たに設備投資を検討するにあたり規模の縮小や建設地の変更も考えざるを得ない状況である。 <p>以上より、工場立地法における緑地面積率の緩和を切に要望する。</p>	
6	<p>以前、工場の増築計画を検討している際、緑地面積の確保が難しいため計画が前に進めず困った経験があります。緑地面積を緩和することにより計画の中が広がり従業員の駐車場等にも利用出来ます。</p> <p>また、現状の敷地面積の中で土地を新たに購入しなくても建築等が計画出来、資金的に厳しい中ありがたいと思います。</p> <p>緑地面積の緩和はぜひ実施すべきと考えております。</p>	
7	<p>緑地面積率等の規制緩和をぜひお願い致します。</p> <p>今年新型コロナ対策の一助となる製品の増産の為の工場増築を行いました。この増築を行うことにより緑地面積率が不足となる為、別施設を緑地に改造する追加投資が発生致しました。</p> <p>今後このような増築等を行う場合にスムーズな計画・工事が実施できるよう規制緩和をお願い致します。</p>	
8	<p>緑地面積・環境施設面積の規制緩和をぜひお願いいたします。</p> <p>この度、工場増築にあたり、緑地面積を増やすための追加投資が発生いたしました。</p> <p>今後、このような増築を行う場合に、円滑な計画、工事实施できるように規制緩和をお願いいたします。</p>	

9	<p>緑地面積・環境施設面積の規制緩和を希望いたします。</p> <p>工場拡張計画にあたり、緑地面積を増やすための追加投資が発生しています。</p> <p>規制緩和が実施されれば、今後の増設計画など投資額抑制につながります。</p>	
10 11	<p>緑地面積率の緩和を希望します。</p> <p>事業拡大の計画が過去にあがっておりましたが、以下の事由がネックとなり規模拡大を断念せざるを得ませんでした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫等の保管スペース不足 ・駐車場不足による人員不足 ・（駅から離れた立地のため、車通勤がメイン） <p>特に今年は、過去最高の売上を記録したものの求められる規模の生産ができませんでした。会社にとって大きなチャンスロスでした。雇用増も計画したものの、実現できませんでした。</p> <p>いずれも、緑地を縮小し、面積を有効的に活用すれば、改善されるものかと考えており、緩和を希望させていただきます。（同内容2件）</p>	
12	<p>老朽化が進む建屋の建替えや工場レイアウト変更、駐車場緑地スペースの有効活用等を計画しておりますが、工場立地法における緑地面積の確保義務付け（20%以上）が、前向きな検討に踏み切れない一因となっております。</p> <p>上記より、緑地面積率の引き下げについて、条例制定を希望します。</p>	
13	<p>『加古川市工場立地法地域準則条例』制定に向けての前向きな検討を期待しています。コロナ禍による経済環境下において事業を存続してゆくための舵取りは大変厳しいものがあります。そのような状況の中で所有資産・資源を有効活用できる前向きな選択肢として、今回の改正に向けての検討を期待し、有難く受け止めています。</p>	

14	この度ご検討中の「加古川市工場立地法地域準則条例」につき速やかに制定下さるよう要望致します。	
15	ぜひとも、緩和いただき工場の居室の拡大を図りたくお願いします。	

② 環境への影響に関すること（6件）

No.	ご意見の内容	市の考え方
1	<p>二酸化炭素の排出量が多くなる。緑地面積が最低基準5%になるのは下げすぎだと思えます。緑地面積率を下げるということは、植物による二酸化炭素の回収が現状の半分以下になるということ。大規模な工場だからこそ、環境や周辺住民への配慮は必要なのではないでしょうか。</p>	<p>加古川市は北部地域を中心に豊富な緑地を有していることから、市内全域の緑地面積に占める工場緑地面積の割合は少なく、工場緑地の減少による二酸化炭素の吸収量への影響は軽微なものと考えております。</p> <p>また、工場緑地面積率等の緩和により、工場設備等の更新が容易となり、旧設備から省エネ化された新設備に切り替わることで、二酸化炭素の排出量が抑制されることも期待されます。</p> <p>環境や周辺住民への配慮につきましては、工場敷地の周辺部への緑地を配置するよう指導するなど、工場周辺地域の生活環境に配慮しながら、適切な運用を進めてまいります。</p>
2	<p>屋上緑化を取り入れてはどうか。</p> <p>大規模な工場を誘致するのであれば、外壁や屋上に十分な緑化スペースを設置することを条件にはいかがでしょうか。</p> <p>機械の稼働による熱の発散も抑えられる可能性があります。</p>	<p>屋上緑化や壁面緑化は、工場立地法における緑地に含まれており、工場緑地面積への算入が可能です。</p> <p>また、屋上緑化はヒートアイランド現象に対しても一定の効果があるものと考えております。特に敷地内に緑地を設置する余地がない工場においては、必要な工場緑地面積を確保するために屋上緑化は非常に有用であると考えています。</p> <p>緑地面積へ算入可能な屋上緑化等（重複緑地）の割合について、現在は上限が25%となっていますが、より重複緑地を取り入れやすくなるよう、今回の骨子案では上限を50%まで緩和しています。</p>

3	<p>私は加古川市に 50 年以上居住していますが、工場の緑地面積が減少すれば環境が悪化するのではないかと懸念しています。</p> <p>今、国も多面的事業で農地の保全等に力を入れています。なぜ、今、緑地率を緩和するのですか。</p>	<p>加古川市は北部地域を中心に豊富な緑地を有していることから、市内全域の緑地面積に占める工場緑地面積の割合は少なく、工場緑地の減少による環境への影響は軽微なものと考えております。</p> <p>また、昭和 48 年の工場立地法改正における緑地面積率の規制導入以降、大気汚染防止法等の環境規制法体系の整備や公害防止技術の進歩をはじめ、工場を取り巻く環境対策は著しく進歩しており、制限値内での工場緑地面積率の緩和により、周辺環境の悪化を招くことはないものと考えております。</p> <p>さらに、工場緑地面積率等の緩和により、工場設備等の更新が容易となり、旧設備から省エネ化された新設備に切り替わることで、環境性能の向上も期待されます。</p> <p>農地の保全の重要性は認識しておりますが、同時に、市内産業の活性化支援も重要であることから、今回の条例制定を検討しています。</p>
4	<p>今回の工場立地法地域準則条例によって喪失する緑地を補う施策が同時に実施される必要性について、どう考えられていますか。</p> <p>また、具体的に補完される計画などはあるのでしょうか。</p> <p>「都市の緑を守り、増やすことで、地球温暖化対策（温室効果ガス吸収源対策）に貢献する」という国の方針に、どう沿っていくのでしょうか。</p>	<p>加古川市は北部地域を中心に豊富な緑地を有していることから、工場立地法地域準則条例の制定に伴う市内全域の緑地面積への影響は軽微であると考えられるため、それらを補う施策の実施については、現時点では計画しておりません。</p> <p>また、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進については、工場緑地のみではなく、「加古川市緑の基本計画」のもと、市域全体で取り組んでまいります。企業に対しては、省エネ化された設備の導入等、環境に配慮した積極的な取組みを期待するとともに、適切な緑地の管理及び周辺環境との調和について、引き続き指導してまいります。</p>

5	<p>条例制定の背景について、「(1) 環境技術の向上」とありますが緑地面積率等が緩和されても、環境悪化にはつながらないということでしょうか。環境問題は壮大ですので、地方自治体レベルで取り組むには、大きな労力が伴うと想像します。もし、環境悪化につながらないのであるなら、国の方での法律の改正がないのはなぜなのかと思うところがあります。</p>	<p>昭和 48 年の工場立地法改正における緑地面積率の規制導入以降、大気汚染防止法等の環境規制法体系の整備や公害防止技術の進歩をはじめ、工場を取り巻く環境対策は著しく進歩しており、制限値内での工場緑地面積率等の緩和により、周辺環境の悪化を招くことはないと考えております。</p> <p>また、平成 23 年の法改正により、工場立地法第 4 条の 2 では、工場緑地面積率等の設定にあたり、地域の土地利用の現状や自然社会的条件を総合的に勘案した上で、周辺的生活環境との調和を達成できるよう効果的な配慮をする必要があることから、工場緑地面積率等の設定は市町村が定めることができるとなっています。なお、法の規定により市町村が設定できる工場緑地面積率等の上限値及び下限値が定められており、その範囲で緩和を図るものです。</p>
6	<p>産業振興と環境保全の調和を図るため、本条例の施行により緑地面積率の緩和を受ける企業に対し、緑地面積緩和の代替処置として、企業内における環境負荷低減の取組等の活動、地域の美化活動等への参画等の地域貢献活動、環境ボランティアへの支援活動等を行う「環境創造活動実施計画」の策定及び実施を義務付けることとしてはどうか。</p>	<p>加古川市は北部地域を中心に豊富な緑地を有していることから、工場緑地面積率等の緩和に伴う市内全域への緑地面積への影響は軽微であると考えられるため、環境保全活動等の代替措置の義務付けは予定しておりません。</p> <p>しかしながら、工場立地法の届け出を行っている事業者へのアンケートでは、約 8 割の事業者より工場緑地面積率等が緩和された場合、周辺的生活環境の保全を図る観点から、「企業の森づくり活動への参加、ISO14001 の取得、SDG s（持続可能な開発目標）の導入、工場周辺の清掃活動」等の取り組みの考えがある（すでに取り組んでいる）との回答を得ていることから、企業に対しては、環境に配慮した積極的な取り組みを期待するとともに、適切な緑地の管理及び周辺環境との調和について引き続き指導を行ってまいります。</p>

③ 条例制定事務に関すること（2件）

No.	ご意見の内容	市の考え方
1	このたびの規制緩和について、「環境の保全と創造に関する事項」を所掌する環境審議会に諮問し、その審議を経るべきである。	環境分野の専門家からの意見の必要性は十分認識しており、今回は意見書として複数の専門家の見解をいただくこととしました。
2	「工場立地法などにより創られた樹木等の緑を残すため、開発等の指導により、既存の樹木を活かした開発を促します。」等工場緑化について記載している緑の基本計画の内容について審議され、承認（H26年度第3回）をいただいた都市計画審議会の意見を伺うべきである。	工場緑地面積率等の緩和にあっても、工場立地法などにより創られた樹木等の緑を残すため、開発等の指導により、引き続き既存の樹木を活かした開発を促すという意図は変わらないことから、改めて都市計画審議会での意見聴取が必要であるとは考えておりません。

④ その他（２件）

No.	ご意見の内容	市の考え方
1	<p>市北部においては、耕作放棄されたところや、市街化調整区域という制約で、土地を有効活用できないところもあります。これらが、市内での人口格差を生んでいる一つの理由でもあると考えます。北部地域を活用できれば、緩和しなくてもよいのではないのでしょうか。（移転）</p>	<p>加古川市北部地域の大部分は、市街化を抑制すべき区域である市街化調整区域に指定されており、農業環境および自然環境の保全を図るため、農業振興地域や農用地域等に指定されています。産業系の土地利用に関して検討する場合は、輸送道路等の整備状況、土地の利便性、周辺的环境等を踏まえ検討を進める必要があります。</p> <p>引き続き、北部地域における土地の有効活用に関しては、市の様々な課題に対応すべく、関係機関と調整しながら進めてまいります。</p>
2	<p>緑地面積率等を緩和しないと、近隣自治体への転出等が考えられるとありますが、福祉政策も含め、近隣自治体間の人口や産業の奪い合い等は、ない方がよいと思いますので、表記としては少し気になります。本来であれば、県の役割として、無用な自治体間の争いをなくしてほしいです。</p>	<p>工場緑地面積率等の緩和により、市内の工場の設備投資を促し、結果として新たな雇用の維持、創出及び旧設備から省エネ化された新設備に切り替わることによる環境性能の向上も期待されます。市内産業の活性化がもたらす税収の確保や雇用の維持は、市にとっての重要な施策であり、今後とも環境に十分に配慮しつつ、市内産業の活性化につながるよう、検討してまいります。</p>